

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 青木あすなる建設株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役社長 辻井 靖
- (3) 所在地 東京都千代田区神田美土代町 1 番地

2 指名停止措置期間 令和 5 年 5 月 1 0 日から令和 5 年 6 月 9 日まで (1 ヶ月)

3 事案の概要

青木あすなる建設株式会社は、発注者から直接請け負った岩手県花巻市及び北上市における送水路工事において、変更契約を行う際、虚偽の資料で発注者に対して協議を行い、過大な金額で変更契約を締結した。このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当すると認められるとして、令和 5 年 3 月 1 7 日に国土交通省関東地方整備局から同法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止命令を受けた。

4 指名停止措置理由

建設業法に違反したとして、令和 5 年 3 月 1 7 日、国土交通省関東地方整備局から監督処分を受けたことは山口市の契約相手方として不適當であると認められるため「山口市入札参加資格者に係る指名停止等措置要領」別表の 29 (建設業法違反行為) により指名停止します。

「指名停止等措置要領別表」

措置要件	期間
一般工事に関し、建設業法の規定に違反し、建設工事等の請負契約の相手方として不適當であると認められるとき。	当該認定をした日から 1 ヶ月以上 9 ヶ月以内